

裁判外紛争解決手続について

1 裁判外紛争解決手続の意義

一般的意義 = 裁判によらない紛争解決の手段，方法等の総称

例：調停，あっせん，仲裁 等

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律における定義
(第1条)

= 訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため，公正な第三者が関与して，その解決を図る手続

英語名 = **Alternative Dispute Resolution**

これまで頭文字をとって「ADR (エー・ディー・アール)」と呼称

直訳は「代替的紛争解決手段」(「代替的」とは「裁判に代替する，裁判に代わる」という意味)

2 裁判外紛争解決手続の特性

利用者の自主性を活かした解決

プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決

簡易・迅速で廉価な解決

多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決

法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決

等々



司法制度改革審議会意見 (平成13年6月) は，裁判機能の強化とともに，裁判外紛争解決手続 (ADR) が国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう，その拡充，活性化を図るべきであると提言